

## HPVワクチンのキャッチアップ経過措置について

HPVワクチンキャッチアップ接種期間は令和4年4月1日から令和7年3月31日までです。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間（経過措置期間）、HPVワクチンのキャッチアップ接種について、次の（1）（2）両方に該当する方に限り、公費で接種できます。

### 【対象者】

- （1） 令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間の期間中に少なくとも1回以上接種している※1
- （2） 平成9年4月2日から平成21年4月1日までの間に生まれた女子

### 【注意事項】

- ・ 接種履歴は、母子健康手帳や接種済証をご確認ください。
- ・ 接種履歴が不明な場合は、接種日時時点で住民票がある市町村に問い合わせ及び接種履歴の再発行が可能です。（豊明市では電話で回答することはできません）
- ・ 愛知県内豊明市外で接種をする場合は、事前に「愛知県広域予防接種事業」の手続きが必要です。

（※1 接種パターンと経過措置対象の有無）

パターン	キャッチアップ期間		経過措置期間	対象か否か
	～令和4年3月31日	令和4年4月1日～令和7年3月31日	令和7年4月1日～令和8年3月31日	
A	1回目	2回目	3回目	○
B		1回目 2回目	3回目	○
C		1回目	2回目 3回目	○
D			1回目 2回目 3回目	×
E	1回目		2回目 3回目	×
F	1回目 2回目		3回目	×